



# 国労東北自動車支部

発 責  
北山修司  
編 責  
教 宣 部  
NO.75

2015.11.16

国労加入  
で職場を  
変えよう

盛岡市 愛真館  
11月23日(日)〜24日(月)  
国労東北活動家交流集会

## 単身赴任

## バス社員

## 再雇用

## 契約社員

・帰省に対し

1/2回新幹線利用認める

・別居手当を適用

・借り上げ社宅賃料自己負担1割

# 12月1日実施 一歩前進!

これまで会社に対し、機会あるごとに要求していた単身赴任者の扱いが、12月1日より改善されることになりました。また、新たに『エルダー社員の雇用期間満了及びバス社員の定年退職後、引き続き採用された契約社員』いわゆる再雇用契約社員を規定に追加することになりました。内容は、

### 1) バス社員、再雇用契約社員の帰省旅行援助金制度の一部を改正

現行では『バスによる帰省（自社、他社）を基本とし、バスによる帰省できない区間については鉄道利用（普通運賃）を認める』から、『配偶者等（子を含む）の居住地から社員の勤務箇所または居住地の新幹線乗車区間100<sup>km</sup>以上ある場合（仙台起点の場合、水沢江刺駅以北、郡山駅以南）新幹線利用に支給（運賃、特急料金）。ただし、2分の1にあたる6ヶ月毎に6往復（片道利用は12回）まで新幹線利用できる。残りの2分の1は現行通り』尚、6ヶ月に5往復しかしなかった場合、残り1往復を次の6ヶ月に回すことはできません。権利放棄とみなされますので注意してください。また、運用において例えば大湊に帰省する場合、

仙台＝バス[うみねこ]＝八戸＝鉄道[青い森鉄道]＝大湊でなければ支給されませんでした。仙台＝新幹線＝青森＝鉄道＝大湊の場合、普通運賃まで支給します。（比較した場合、安い為。個別に考慮する場合があります。）

### 2) 再雇用契約社員に別居手当支給のため契約社員就業規則の一部を改正

バス社員に支給されている別居手当[月額30,000円～20,000円]  
加算額[4,000円～24,000円]を適用

### 3) 再雇用契約社員及び出向社員の退職者を追加し、社宅管理規定の一部を改正

再雇用契約社員及び出向社員の退職者扱いを『退職単身赴任者用借り上げ社宅』名で社宅管理規定に追加になりました。賃貸アパートの自己負担額は1割です。（電気、光熱水料は別）尚、バス社員の3割負担は現行通りとなっています。

一歩前進したとは言え、問題は山積しています。これだけ転勤や助勤の多いバス会社もありません。最近では、体調を崩す乗務員が増えています。いまこそ

## みんなが安心して働き続けられる職場を創ろう！